

令和元年度第2回 静岡市障害者自立支援協議会会議録

第1 日 時 令和2年1月31日（金） 午前9時30分～午前11時30分

第2 場 所 駿河区役所 3階 大会議室

第3 出席者

（委員）

渡邊英勝委員（会長）、中村文久委員（副会長）、飯塚友紀委員、
劉瑛哲委員、廣澤千衣子委員、遠藤智一委員、淺野一恵委員、
檜垣智郎委員、池田隆寿委員、岡庭隆門委員、中村文久委員、
中村章次委員、高橋良多委員、勝又貴美委員

（事務局）

青野保健福祉長寿局次長兼健康福祉部長、萩原障害福祉企画課長、
竹田障害福祉企画課長補佐、瀧障害福祉企画課地域生活支援係長、
大森障害福祉企画課主任主事、

戸塚障害者支援推進課長、宮原障害者支援推進課長補佐、
渡邊地域リハビリテーション推進センター所長、
松下児童相談所長、鈴木保健衛生医療部長、
野ヶ山こころの健康センター事務長、
板倉こころの健康センター地域支援係長、

松田精神保健福祉課長、野仲精神保健福祉課長補佐、
前林精神保健福祉課相談支援係長、花村精神保健福祉課主任主事、
山下精神保健福祉課主事、
遠藤商業労政課雇用労働政策担当課長、
吉永葵福祉事務所障害者支援課長、
蝦名駿河福祉事務所障害者支援課長、小野田駿河福祉事務所障害者
支援課主任主事、
望月清水福祉事務所障害者支援課長、
渡邊特別支援教育センター担当課長

（相談支援事業所）

静岡市障害者相談支援推進センター、障害者生活支援センター城東、
サポートセンターコンパス北斗、静岡市支援センターなごやか、アグネス
静岡、ひまわり事業団ピアサポート、静岡済生会療育センター令和 地域
支援・相談室「やさしい街に」、静岡市支援センターみらい、清水障害者
サポートセンターそら、障害者相談支援センターわだつみ、はーとぼる

第4 欠席者

（委員）原田まゆみ委員

（事務局）福本障害者支援推進課在宅支援係長、

松本保健衛生医療部理事（こころの健康センター所長事務取扱）、

第5 傍聴者 1人

第6 次 第 1 開 会

2 議 題

(1) 静岡市障がい者共生のまちづくり計画について

①計画相談支援・障害児相談支援の充実について

②短期入所事業所の充実について

(2) 専門部会の活動実績及び今後の活動方針について

(3) 各区連絡調整会議の活動実績及び今後の活動方針について

3 報 告

(1) 発達障害者支援関連事業について

(2) 静岡市医療的ケア児等支援協議会について

(3) 次期静岡市障がい者共生のまちづくり計画の策定について

(4) 心のバリアフリーイベントについて

(5) 「重症心身障がい者対応 生活介護事業所」の整備について

(6) その他

4 閉 会

第7 会議内容

1 開 会

2 議 題

(1) 静岡市障がい者共生のまちづくり計画について (資料1)

①計画相談支援・障害児相談支援の充実について

【事務局 障害福祉企画課 瀧係長から他政令市における計画相談支援事業の実施状況等に係る調査について説明】

【廣澤委員から相談支援部会の活動について説明】

(渡邊会長) ただいまの説明について、ご意見・ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(池田委員) 事務局において実施している他政令市における計画相談支援事業、障害児相談支援事業に関する独自施策等の調査は、第1回本協議会において調査を行うと報告があったものかと思えます。現段階で可能であれば、その調査結果と、他市に参考になる施策があったのか、また、令和2年度は施策の検討期間になるのか、施策の実施があるのかということについてお聞きしたいのですがよろしいでしょうか。

(事務局 障害福祉企画課 瀧係長) 現在、調査依頼中として、まだ回答がない状況のため具体的なご説明が難しいところですが、来年度、相談支援部会に今回の調査結果を報告し、解決できる課題から取り組みたいと考えています。具体的に申しますと、市での独自加算というご意見もいただいておりますが、それはなかなかハードルが高い中で、他政令市の事例等を参考にしながら、例えば事務手続きを簡略化し

て少しでも相談支援事業所の負担が減らせないかという点なども検討していきたいと考えております。

(渡邊会長) 相談支援部会に参加されている遠藤委員は、補足説明などいかがでしょうか。

(遠藤委員) 相談支援部会とワーキンググループに参加をしております。昨年度部会ができ、計画相談支援事業所同士で学び、情報を共有できる非常にいい場ができてよかったと思います。基本的に、利用者の方に1つの計画相談支援事業所が入ると、他の計画相談支援事業所がその利用者の方の計画に関与する機会はほとんどありません。そういう中で、相談支援部会は、計画相談支援事業所の職員が共に学び合う場になっております。2ヶ月に1度開催している勉強会にも多くの計画相談支援事業所職員が積極的に参加しており、参加率も高かったと感じております。また、テーマを自分たちで考えて、それを解決していく協議の場になりました。ただ、年に6回という限られた機会です。課題を出し、話し合い、結論を出し、それを実際に実行するところまでの流れはなかなか難しいのが現状です。今実際に困っているという点について、スピード感に欠ける部分もあるので、次年度以降もう少しスピード感を持って進めていくということが求められるかと思っております。

ただ、既存の事業所が集まれば、当然業務が大変だという点、事業所数の不足という点が話題になるわけです。そこが解決せずに引きずったまま他の細かい課題に取り組んでいる状況ですので、事業所を増やす、相談員を増やすという点については、ぜひ行政に力を貸していただいて、計画相談の事業がより円滑に、ご利用者にも迷惑をかけずに、またサービスを提供する事業所の皆様にも迷惑をかけないような状況で計画を作れるような体制が早くできればいいかと願っております。

(中村文久委員) 計画相談支援事業所が少ないという問題は、前々から指摘しているとおりです。共生のまちづくり計画では、計画相談支援事業所数は33か所を目標としているはずですが、それではとても足りないという話もさせていただきました。増やすための方法としては、例えば静岡市社会福祉協議会には計画相談支援事業所がありませんので、計画相談をやっていただくよう声かけしたらどうかとか、あるいは高齢分野のケアマネジャーに声をかけたらどうかというお話をさせていただきました。行政でそういった取組をやっていただいているのであれば、ご報告いただきたいと思っております。

それから、他の政令市の調査について、昨年7月に第1回本協議会でご報告いただいたのに、まだ調査結果が出ていないのは遅いと思います。とにかく計画相談支援事業所が不足していることで質の高い計画が立てられず、いろいろな弊害も出てきております。ただでさえ不足しているのに、辞めてしまう計画相談支援事業所もあります。辞めてしまう計画相談支援事業所は、恐らく利用者との契約書においては、そういった場合に自分たちが次の計画相談支援事業所を利用者に紹介して引き継ぐという内容を記載していると思います。しかし、実際は他の計画相談支援事業所の状況もよく知っているため、引き継ぐということは頼み辛いわけです。結局、利用者の方で新しい計画相談支援事業所を探してください、ということになります。そうすると、利用者自身から「こういう事情なので計画を

作ってもえませんか」という問合せが他の計画相談支援事業所にありますが、「もう手一杯で、何ともできません」と断るしかない状況です。事業所が不足していることが原因です。利用者自身にそういうことをさせるのもどうかと思いますが、それでもこうするしかないという状況です。行政には早急に動いていただき、結果として事業所を増やさないと本当にどうしようもありません。地域の計画相談支援事業所に新しい計画相談支援事業所は増やせませんので、それは行政にお願いするしかありません。

それからもう1つ、先ほど事務局から、相談支援部会に他政令市の独自施策等の調査結果を報告し、計画相談支援事業所が不足している原因の分析、効果的な対策の検討を行っていくという話がありました。事業所を増やすための政策をどうするかというのは、相談支援部会員、自立支援協議会委員できちんと意見交換する場を設けて、我々のいろいろな考えを反映していただくということをお願いしたいです。その検討のスケジュールや、協議の場はどこで協議をするのかという点を教えていただきたいと思います。

(事務局 障害福祉企画課 瀧係長) まず、静岡市社会福祉協議会等の働きかけの件でございますが、この件について基幹相談支援センターと協力し、行政も同席して静岡市社会福祉協議会に状況説明とお願いに伺っております。なかなかいいお返事をいただけていないというのが現状です。

次に、他政令市の調査について、今回結果のご報告ができず申し訳ございません。今回の調査につきましては今年度の4月から9月の半年分の計画相談支援給付件数等も調査項目に加えている関係で、昨年11月に調査を行う予定で調整しておりました。ただ、昨年末、相談支援部会のワーキンググループで行った相談支援事業所訪問調査において計画相談支援事業所が現場で抱えている課題が明らかになってきたものですから、そういった点も調査項目に加えようと調整した結果、調査が遅れてしまったという状況です。申し訳ございませんでした。結果につきましては、事務局でまとめたものを相談支援部会にご報告した上で、施策等の検討は相談支援部会で協議いただきたいと思いますと考えております。協議結果につきましては、自立支援協議会に報告させていただき、委員の方からご意見をいただきたいと思いますと考えております。

(飯塚委員) 計画相談支援事業所の不足は長年の課題になっており、行政でできる対応策を早急に行っていただきたいというのは、再三お願いをしております。相談支援部会も含めてご検討いただいているのはありがたいですけれども、行政でできるところはしっかりと行政においてお考えいただきたいと思います。

また、中村委員からもお話がありました。この計画相談支援事業所が廃止になるので困っています、という相談が月に2、3件あります。しかし、相談支援専門員1人が、大体月に40～50の件数を担当している状況で、それにプラスアルファというのは本当に現実的に難しい状態です。

他市の比較を進めて行く中で、静岡市の計画相談支援事業所が個々に何件持っているのか、1人の相談支援専門員がどれほどの件数を抱えているのか、そういった点も調査をしていただけるといいと思います。

また、調査項目については、相談支援部会の部会員に相談するなど、内容等を事前に精査をした方がよかったのではないかと思います。

②短期入所事業所の充実について

【事務局 障害福祉企画課 瀧係長から説明】

【サービス調整コーディネーターから説明】

(渡邊会長) ただいまの説明について、ご意見・ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(中村文久委員) 利用者の方から、緊急で短期入所を利用したいときに空床がなくて困っているということや、定期的に短期入所を使っているが、空きがなく使いつらくなっているということは、よく話を聞きます。短期入所というサービスについて、本来の使い方をしていない利用者の方もいらっしゃいます。そういう方には、計画を立てる側としては、代替サービスや生活の仕方などを提案していかなければなりません。緊急にならないように普段から見守りを行うというのも大切です。

しかし、やはり緊急で短期入所が必要なこともあります。そのときにベッドが空いてないとうとうもありませんが、利用したい方が常にたくさんおられますので、何か対策をとらなければ空いているわけがありません。ですから、緊急用に空床を確保しておかなければならないと思います。

高齢分野においては、施設の持ち回りで空床を確保しているという話を聞きました。ベッドの確保代として市の予算が出ていて、緊急の時はすぐに受け入れてもらう決まりになっているのではないのでしょうか。高齢分野の空床の確保について予算措置が講じられているのかどうか、わかるようでしたら教えていただきたいと思います。

障害分野においても、もちろん介護保険の事業所に共生型サービスのお願いをすればいい方法も当然行うべきですが、予算措置をとって空床を確保することが必要だと思います。このままでは、短期入所は体験としても使えませんし、緊急のときにも利用できません。

(事務局 障害福祉企画課 瀧係長) 直接の担当課ではないので正確なお答えはできかねますが、高齢分野では予算をとって、何ヶ月か交代での施設の当番制で常に2床の空床を確保していると伺っております。

(中村文久委員) 何らかの予算の措置があるということですね。高齢分野は障害分野に比べて多くのベッド数があると思いますが、それでも緊急時の対応が難しいからそういう措置をとっているということですね。ですから、障害分野においても、同じように予算をとって空床を確保することが必要だと思います。

(浅野委員) つばさ静岡でも短期入所をしておりますので、この問題の状況がよくわかります。緊急時の受入は長期になることが多いので、1事業所だけ対応することが難しいです。空床確保の予算をつけていただくことと、それに加えて、受入については複数の事業所同士で連携する必要があります。そのため、計画相談事業所から利用者に複数の事業所の短期入所を使うように普段から勧めておくとか、今回まいむ・まいむで連絡会を実施いただいたように事業所同士の連携を深めておき、いざというときのために備えておくことが非常に重要だと思います。

(檜垣委員) 障害分野における短期入所事業所の数は、非常に少ないのが現状です。短期入所事業所数が介護保険では多い一方で、障害分野では少ない理由というのは、先程の計画相談支援事業所が増えない理由と同じようなところがあるかと思います。自分は、事業の経営的な部分のこともやらせていただいておりますが、採算性や業務の内容を考えると、障害の短期入所事業所数は増えていかないと分析しております。介護保険とか民間の参入があるという部分は、それだけ採算がとれている事業です。採算性のない部分はやはり脆弱化してきます。現在、障害分野でも民間の方がどんどん参入してきておりますが、障害でいう軽いと言いますか、上澄みの部分の事業所は増えているけれども、本当に困っている事業、緊急時にどうしようもないというケースを救える事業所は実際少ないと痛感しております。

(浅野委員) 診断書の統一について、つばき静岡としては診断書の提出を必要としておりません。ただし、リスク管理として、バックアップ体制をしっかり整えておく、その日に具合が悪いかどうかを判断する、いざというときに家族に迎えに来ていただくといった体制を整えることが非常に重要です。その辺りの必要性などを他の事業所にお話をさせていただくなどして、参考にしていただければと思います。

(遠藤委員) 檜垣委員がおっしゃったことに付け加えさせていただきますが、当法人の入所施設でも短期入所の受入をしております。経営的な面のお話もそのとおりですが、運営的な面でいうと、短期入所を利用する方は、ご自身の都合のいい時間にお見えになります。朝10時に来る方もいれば、夕方4時位に来る方もいます。食事の提供がある方は準備も必要です。短期入所専門の職員はいませんので、受入の際は、基本的には通常の入所施設の支援の者が対応をして、書類の確認をして、初めて利用する方は契約書も交わして、ということ全部その場でやります。例えば、1週間利用する方ですと、1週間分の衣類やおむつ、現金などを全部確認します。職員が大体1時間半くらいかけて対応して、送り出しの時も同じように荷物や現金など確認をして、書類を交わして確認のサインをいただいて、という作業をします。短期入所は男女各2名ですが、空床型もやっております、たまたま空いていればそこも使えるということで、稼働は100%を超えるくらいです。短期入所でいえば目一杯受け入れしていますが、短期入所の対応で、職員が元々やるべき業務が手薄になるという部分も施設としてはなかなか大変な問題です。そういった点も含めて、予算立てや制度を検討していただきたいです。

また、診断書等の検討については、集団への感染のリスクなども関わってきますので、よく検討して決めていただければと思います。

(渡邊会長) ありがとうございます。それでは、以上の2つの課題については、ご説明いただいたように今後も検討を進めていくということによろしいでしょうか。

(異議なしと声あり)

(渡邊会長) それでは、今後も部会等で検討を進めていただくとともに、委員の皆様もご協力をお願いいたします。

(2) 専門部会の活動報告及び令和元年度活動案について (資料2) 前半

【事務局 障害福祉企画課 瀧係長から相談支援事業評価部会について説明】

【檜垣委員から地域生活支援部会について説明】

【移動支援ワーキンググループ長から移動支援ワーキンググループについて説明】

【岡庭委員から地域移行支援部会について説明】

(渡邊会長) ただいまの説明について、ご意見・ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(勝又委員) 地域移行支援部会に今年度から参加させていただいて、障害分野の状況が少しずつ見えてきた部分もあります。

部会の中では、障害の関係機関の方、ケアマネジャーの方、民生委員の方が顔を合わせて意見交換をする場もセッティングでき、これから支援者同士が支え合う仕組みが求められていく中で、その一歩が踏み出せてきたように思います。

高齢者の支援をする立場にいと、介護保険というのはそもそも加齢による介護をする制度ですから、支援者は障害に対してのアプローチ、支援のノウハウがない状態です。障害のある方が65歳になると介護保険の方で支援をするわけですが、支援の仕方がわからず、十分に対応ができなくて困ったというケースもありました。先ほど議題にあったとおり、障害分野では計画相談支援事業所や緊急保護ベッドもないというのを聞くと、高齢分野の支援体制の方が少し充実していると感じます。そうすると、協力して何かできるものならやっていきたいと思うのですが、障害に対して支援の仕方がわからないというのが非常に大きな壁になっていると思います。そのため、先ほど申し上げたような障害分野と高齢分野の顔合わせや意見交換の場が、そのギャップを埋め、連携していく方法を考えていくきっかけになるといいと思います。

また、地域移行とは違うかもしれませんが、高齢の方の支援に入ると、障害の手帳などは持っていないけれども、対人関係がうまく築けない原因が障害にあるのではないかと思うような方もいらっしゃいます。その方達が65歳になったときに高齢の分野で支援を、となっても、そのときには社会で完全に孤立してしまっているようなことが多いです。それではやはり支援としては遅いので、もう少し早くそこにもアプローチができないものかと思えます。

ただ、障害分野の支援をしている方々の声を聞くと、現状ではとてもそこまで手を伸ばすのは難しいだろうというのも感じるものですから、本協議会でもこういう意見が出たというところを根拠にして、少し市でも取り組んでいただけるとありがたいです。

(中村文久委員) 勝又委員の今のお話について付け加えさせていただきますが、やはり制度が縦割りなのでどうしても支援に隙間が空いてしまいます。障害、高齢だけでなく、部会の報告の中でもあった医療、不動産関係など生活に関わる人様々な分野の方同士が交流をして、関係作りをしていかないと支援はなかなか上手くいかないのではないかと思います。地域の方から相談を受ける窓口も、年齢や制度によって分けるのではなく、とにかく困っている人、困っている問題について何でも相談が受けられるという体制作りの話が今後出てくるのではないかと思います。

【劉委員から権利擁護・虐待防止部会について説明】

【中村文久委員から就労支援部会について説明】

【飯塚委員から子ども部会の活動について説明】

(渡邊会長) ただいまの説明について、ご意見・ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(池田委員) 就労支援部会の報告について、障害者就職面接会に出展する就労移行支援事業所のとりまとめに関する補足説明をさせていただきます。今年度、来月2月27日の合同企業面接会から、就労支援部会で就労移行支援事業所をとりまとめてブースを出展できるという状態となっております。年2回行われる就職面接会ですが、就労移行支援事業所と公共職業安定所を結ぶ貴重な機会です。平成28年度からこれまで7回、今度の2月27日で8回目となるブース出展は、元々就労移行支援事業所の一部が有志として取り組んでいました。就労移行支援事業所のブース出展は、私が把握している限りは静岡県内で静岡市が初となっております。志太地区、焼津市のハローワークにおいても静岡市の就労移行支援事業所ブース出展がよいということで、今年度、焼津地区でもブース出展が始まったようです。今回、自立支援協議会、就労支援部会がとりまとめをして今後の活動にしていくことは、大変意義があり、今後に繋げていく、広がっていくものと考えております。

(中村文久委員) 就労支援部会の内容と相談支援部会にも関連があるかと思いますが、就労継続支援A型の事業所1か所が、去年の11月突然閉鎖になったということがありました。そこでは約40名弱の方が働いていたわけですが、事業所の閉鎖に関する説明会は、実際に閉鎖をする1日前に行われました。そのため、計画相談支援事業所に利用者の方からどうしたらいいかという相談が多くありました。事業所が閉鎖するとわかった時点で、計画相談支援事業所または就労支援の関係機関などが、次のサービスや今後どのように生活して行くかという点について利用者の方に助言する仕組みが必要ではないかと思います。そういったセーフティネットのような仕組みについて、協議会の中で発議されてもいいと思います。就労支援部会だけでなく、相談支援部会や地域移行支援部会なども関係する問題だと思いますので、また是非そういった問題も協議会で取り上げていただけたらと思います。

(渡邊会長) ありがとうございます。それでは、ただいまそれぞれにご説明いただいた活動方針に従い、今後とも部会を運営していくということによろしいでしょうか。

(異議なしと声あり)

(渡邊会長) それでは、それぞれの部会で今後の協議・検討をよろしくをお願いいたします。

(3) 各区の地域課題・令和元年度活動案について (資料3)

【各区連絡調整会議事務局から地域課題について説明】

(渡邊会長) それでは、ただいまの説明について、ご意見・ご質問等がありましたら、お願いいたします。

(劉委員) 駿河区からの報告にもありましたけれども、駿河区は昨年度も同じような課題で取り組ませていただきました。関係機関において、自立支援協議会そのものが認知

されていないということ、地域の事業所、関連機関においてそのシステムが使えないということが非常に問題になっているということで、こういったテーマに取り組んでおります。連絡調整会議には毎回様々な分野の方に来ていただいてお話を伺っております。参加者の方からは、協力できる横の関係を作りたいとか、障害の分野で困った際の相談先をわかりやすくしてほしいというようなお話があります。そういう手助けになる、横の繋がりを作るための第1歩ができればと思っております。グループホームの方にも会議にお越しいただきましたが、関係機関との連携のとり方がそもそもわからないという話もいただきました。現場で困ったことを誰に相談していいかわからないというスタッフの方のご意見もありましたので、こういった取組を自立支援協議会で上手く繋げていく方向で考えていただきたいと思います。

それから昨年度も取り組みましたが、今年度も地域包括支援センターの方、それから新たにケアマネジャーの方をお呼びして、第2回の連絡調整会議を開催する予定であります。ケアネットの方に今回の連絡調整会議の募集をお手伝いいただきましたが、とても前向きにご協力いただきました。先ほど、勝又委員の話にもありましたが、高齢分野の支援者の方から、利用者の方が65歳になったときに障害分野の計画相談事業所から詳しい引継ぎがないまま丸投げをされてしまった、その方のことがよく分からない状態で支援しているというお声をいただきました。そのため、今後、例えば利用者が65歳になったときに計画相談の事業所からケアマネジャーにケースを引き継ぐ際の引継書のフォーマットを作るなど、具体的な話ができればと思っております。今後もこの方針で継続し、1度で終わるのではなく足並みを揃えて協力できる体制を作るための第1歩とさせていただければと思っております。

(廣澤委員) 清水区では、昨年度から継続して高齢分野の支援者の方との顔合わせや交流の講座を実施しております。今年度は、特に地域移行のワーキンググループとのコラボで精神分野、その他障害分野、高齢分野の支援者の方との交流会を実施し、それぞれの分野での支援の取組スピード、根拠になる法律の違い、動き方の違い、どこがどんな事をしているかなど、それぞれの分野の情報を共有できる機会となりました。

通常の支援の中でも、清水区の委託相談支援事業所では、包括支援センターの方からこういう人が居るんだけどどうしたらいいか、という相談をいただくケースが増えております。やはり、どこかの事業所1つで対応というのがなかなか難しくなっておりますので、顔の見える関係づくりを進めて、複数の支援者、チームとして支援を進めていく必要があります。交流会や研修会を実施することで、そういったここにこういう相談ができる、とお互いに認識できる関係が少しずつできてきているのと思っております。

由比、蒲原の相談会については、地域の特性で「誰々がどこに相談に行ってた」というのが地域の中で広がってしまうというお話もあって、会場の設置や開催の頻度などを協議しながら実施をしています。また、清水区内から由比、蒲原へ行くのにも片道20キロあるので、今後継続していくためにどんな工夫ができるかと

いうところを検討しています。現在、かなり数多くの事業所にご協力いただいている状態ですので、当番制にするとか、日を固定にするとか開催場所を行政の方にご協力いただいて会議室をお貸しいただくなど、事務局の中で検討している状態です。

(渡邊会長) 他はよろしいでしょうか。それでは、ただいまそれぞれご説明をいただいた活動方針に従って各区の事務局及び関連する部会で検討を進めていくということでもよろしいでしょうか。

(異議なしと声あり)

(渡邊会長) それでは、それぞれの事務局で今後の協議・検討をよろしくお願いいたします。

3 報告

(1) 発達障害者支援関連事業について (資料4)

(2) 静岡市医療的ケア児等支援協議会について (資料5)

(3) 次期静岡市障がい者共生のまちづくり計画の策定について (資料6)

(4) 心のバリアフリーイベントについて (資料7)

(5) 「重症心身障がい者対応 生活介護事業所」の整備について (資料8)

(6) その他 (机上配布資料)

【事務局からまとめて説明】

(中村章次委員) 我々は、様々な障害を持っている人達が抱える課題を解決するための仕組みや制度を充実したものにしていきたいと日々活動しております。先日、行政には次期障がい者共生のまちづくり計画の策定について当団体にもヒアリングをしていただきました。それ以外にも、行政には懇談の場や意見交換の場を設置していただき、意見交換をしてまいりました。ありがとうございます。その中で、2点お願いをしたことがございます。1点目は、移動支援のあり方についてです。我々は移動支援の利用しやすさを求めています。現在、病院への通院の移動支援の利用が認められてきておりますが、病院内の移動については、初めて行く病院、あるいは病院内の配置が分からなくて付き添いがどうしても必要な場合、ヘルパーがいないとパニックを起こしてしまう場合、症状などについて本人が十分医師等に説明や伝えることができないという場合などの一定の条件を満たせば利用できるとなっております。しかし、そうでない場合、ヘルパーの方の意見を聞きますと、病院での待ち時間が支援の時間ではないため報酬がなく困るとか、あるいは利用者にとっても通院に支障が出ているという方がいらっしゃいます。その点で、待ち時間についても報酬を出していかないと、移動支援というものは十分に機能しないのではないかと思います。

2点目ですが、重度心身障害医療助成制度について、未就学児童で療育手帳Bの方は助成を受けていますが、それ以外の療育手帳Bを持っている方は助成を受けられません。助成がないと1回大体3千円かかり、何回か病院へ治療に行くとお金が续かず、結局医者へ行くのを止めてしまい、重度化してしまったというようなことがあります。これは前々から言われているように、早期発見、早期治療、また療育等を行うことによって医療費も少なくなっていくということがあります。

現在、静岡県内においては、6市3町以上が療育手帳Bの方でも助成を適用としています。静岡市としても療育手帳Bについても医療助成制度を適用できるように考えていただきたいです。様々な財政のこともあろうかと思いますが、よろしくをお願いします。

(渡邊会長) ありがとうございます。本日より予定している内容は終了となります。委員の皆様におかれましては、円滑なご進行にご協力いただきましてありがとうございました。

4 閉会